

船橋市保育料の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等に関する規則（平成27年船橋市規則第63号。以下「規則」という。）第3条の規定により定める利用者負担額及び措置費用（以下「保育料」という。）のうち、第7条の減免に関する事項その他保育料の取扱いに関する必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）及び規則の例による。

(保育料の通知)

第3条 市長は、教育認定子ども又は満三歳以上保育認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。）が、特定教育・保育又は特定地域型保育を受ける場合は、船橋市特定教育・保育及び特定地域型保育利用者負担額決定通知書（第1号様式）により、保育料を通知するものとする。

(保育料の還付及び徴収)

第4条 税の更正請求、修正申告、世帯状況の変更等により保育料に変更があった場合は、当該更正請求、修正申告、世帯状況の変更等を市長が確認した日の属する年度分の保育料についてのみ差額を還付し、又は徴収するものとする。

(徴収猶予の納期限)

第5条 規則第6条第1項各号の規定による徴収の猶予の納期限は、申請のあった日から1年以内の日の属する月の末日（12月にあつては、同月25日）を新たな納期限とする。

(災害その他やむを得ない事由により特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を停止したとする期間)

第6条 規則第7条第3項に規定する災害その他やむを得ない事由により特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を停止したとする場合は、災害その他やむを得ない事由により保育の提供を1日以上停止したときとする。

(減免割合)

第7条 市長は、規則第7条第1項の規定に基づき保育料を減免しようとするときは、

次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ減免する。

- (1) 規則第6条第1項第1号に該当するものとして規則第7条第1項の規定により保育料の減免を行う場合の減免の割合 別表第1に定める割合
- (2) 規則第6条第1項第2号から4号に該当するものとして規則第7条第1項の規定により保育料の減免を行う場合の減免の割合 別表第2に定める割合
- (3) 規則第6条第1項第5号に該当するものとして規則第7条第1項の規定により保育料の減免を行う場合の額 市長が別に定める額

2 市長は、規則第7条第3項の規定に基づき保育料を減免しようとするときは、その者の保育料の額から、当該保育料の額に25日からその月の臨時休園等の日を減じた日数を乗じて得た額を25で除して得た額を減じて得た額（10円未満切り上げ）を減免する。ただし、減免事由が子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第58条第4号に該当すると子ども家庭庁長官が定めた事由である場合は、子ども家庭庁等から示される計算式を適用して得た額（10円未満切り上げ）を減免する。

（減免期間）

第8条 保育料の減免を行う期間は、規則第7条第1項に掲げる減免事由（以下「減免事由」という。）が発生した日の属する月から減免事由が消滅した日の属する月までとする。ただし、年度を越えてはならない。

2 前項に規定する減免期間が終了した後において、引き続き減免事由が存在する場合は、再申請により減免期間を更新することができる。ただし、この更新は、減免事由が発生した日の属する年度の翌年度末日までの期間に限るものとする。

（減免申請書）

第9条 規則第7条第2項に規定する減免申請に係る様式は、保育料減免申請書（第2号様式）とする。

（減免の決定）

第10条 市長は、保育料の減免を決定するときは、保育料減免決定通知書（第3号様式）により、却下するときは、保育料減免却下通知書（第4号様式）により、教育・保育給付認定保護者又は措置保育を受けた児童若しくはその扶養義務者（以下「教育・保育給付認定保護者等」という。）に対し通知するものとする。

（減免事由の消滅等の届出）

第11条 保育料の減免を受けている者は、減免事由が消滅し、又は変更があった場合

は、速やかにその事実を証する書類を市長に提出しなければならない。

(減免の取消)

第12条 市長は、保育料の減免を決定した後において、減免事由が消滅した場合は、減免の決定を取消すものとする。

2 市長は、減免の決定を取消す場合は、保育料減免取消通知書（第5号様式）により教育・保育給付認定保護者等に対し通知するものとする。

(減免決定後の調査)

第13条 市長は、保育料の減免を決定した後において、当該世帯の状況について随時調査し、必要に応じて関係書類を提出させることができる。

(子ども・子育て支援法施行規則第22条第7号に定めるもの)

第14条 子ども・子育て支援法施行規則第22条第7号に定める、その他市町村の長が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者は、船橋市教育委員会が認定する準要保護を受けている者とする。

2 前項の認定が、年度の末日まで継続していた場合には、翌年度の認定の有無が確認できるようになるまで、その効力が継続するものとみなして保育料を決定し、確認できるようになり次第、速やかに再確認を行い、事実に基づいた再決定を行う。

附 則

この要綱は、平成10年12月1日から施行し、平成11年2月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月29日から施行し、平成21年9月1日から適用する。ただし、この要綱の施行の際に現に減免を受けている者については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

改正後の第2条第1項第4号の規定は、この要綱の施行の日以後の保育所における保育の実施に係る費用について適用し、同日前の保育所における保育の実施に係る費用に

については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。ただし、この要綱の施行の際に現に規則第6条第1項第3号の減免を受けている者については、この要綱を適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、この要綱の施行の際に現に減免を受けている者については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年8月31日から施行し、この要綱（第2号様式、第3号様式及び第4号様式の改正規定を除く。）による改正後の船橋市保育料の減免に関する要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行し、改正後の第3条及び第4条の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

別表第1（第7条第1項第1号 災害等）

前年所得 \ 減少割合	30%以上
250万円以下	全額
500万円以下	全額
750万円以下	2分の1

別表第2（第7条第1項第2号 失業等）

前年所得 \ 減少割合	30%以上
250万円以下	全額
500万円以下	2分の1
750万円以下	2分の1

備考

- この表中の「所得」とは、地方税法第313条第1項、同法附則第33条の3第5項、同法附則第34条第4項、同法附則第35条第5項並びに同法附則第35条の4第4項に規定する所得の金額をいう。
- この表中「減少割合」とは、当該世帯の前年所得から減免事由が発生した日の属する月の翌月以降1年間における当該世帯の所得の見込額を減じ、当該世帯の前年所得で除した割合をいう。ただし、再申請により減免を受けようとする者については、当該世帯の前年所得から当該年度の初日の属する年中における当該世帯の所得の見込額を減じ、当該世帯の前年所得で除した割合をいう。

第1号様式（その1）

船橋市特定教育・保育及び特定地域型保育利用者負担額決定通知書

第 号

年 月 日

様

船橋市長 印

特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担額について、次のとおり決定しましたので通知します。

支給認定証番号			
子ども	氏名		
	生年月日	年齢	
施設・事業所名			
適用開始年月	利用者負担額（月額）	0円	

この処分は、当該施設等を利用している限り継続して適用されます。

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第1号様式（その2）

船橋市特定教育・保育及び特定地域型保育利用者負担額決定通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長
印

特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担額について、次のとおり決定しましたので通知します。

支給認定証番号				
子ども	氏名			
	生年月日		年齢	
施設・事業所名				
適用開始年月		利用者負担額（月額）	0円	

この処分は、当該施設等を利用している限り継続して適用されます。

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

第2号様式

保 育 料 減 免 申 請 書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者 住所
氏名
電話

特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担額等に関する規則第7条に基づき、教育・保育に係る保育料の減額・免除につき、次のとおり申請します。

入園児童名	(生年月日 年 月 日)
施設名	
申請理由	
申請期間	年 月から 年 月分まで

(注) 申請理由を証する書類(源泉徴収票や給与明細など)を添付してください。

第3号様式（その1）

保 育 料 減 免 決 定 通 知 書

第 号

年 月 日

様

船橋市長

印

保育料の減額・免除につきまして、次のとおり決定しましたので通知します。

入園児童名			
施設名			
減免期間	年 月分	から	年 月分まで
減免後保育料額	階層	(月額)	円
減免決定理由	特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担額等に関する規則第7条第 項の規定による。		

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

* 船橋市保育料の取扱いに関する要綱第12条の規定により、減免理由が消滅した場合は、減免を取り消すことがあります。

第3号様式（その2）

保 育 料 減 免 決 定 通 知 書

第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

保育料の減額・免除につきまして、次のとおり決定しましたので通知します。

入園児童名			
施設名			
減免期間	年 月分	から	年 月分まで
減免後保育料額	階層	(月額)	円
減免決定理由	特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担額等に関する規則第7条第 項の規定による。		

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

* 船橋市保育料の取扱いに関する要綱第12条の規定により、減免理由が消滅した場合は、減免を取り消すことがあります。

第4号様式（その1）

保 育 料 減 免 却 下 通 知 書

第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

保育料の減額・免除につきまして、船橋市保育料の取扱いに関する要綱第10条の規定により、次のとおり却下しましたので通知します。

入園児童名	
施設名	
却下の理由	

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第4号様式（その2）

保 育 料 減 免 却 下 通 知 書

第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

保育料の減額・免除につきまして、船橋市保育料の取扱いに関する要綱第10条の規定により、次のとおり却下しましたので通知します。

入園児童名	
施設名	
却下の理由	

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

第5号様式（その1）

保 育 料 減 免 取 消 通 知 書

第 号
年 月 日

様

船橋市長

印

年 月 日付、第 号で決定した保育料の減額・免除については、船橋市保育料の取扱いに関する要綱第12条の規定により、その決定を取り消しましたので通知します。

入園児童名		
施設名		
決定取消期間	年 月分	から 年 月分まで
取消後保育料額	階層	(月額) 円
取消理由		

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する決定を経ないで裁決の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第5号様式（その2）

保 育 料 減 免 取 消 通 知 書

第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

年 月 日付、第 号で決定した保育料の減額・免除については、船橋市保育料の取扱いに関する要綱第12条の規定により、その決定を取り消しましたので通知します。

入園児童名		
施設名		
決定取消期間	年 月分	から 年 月分まで
取消後保育料額	階層	(月額) 円
取消理由		

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。